

次のとおり企画競争に付する。

令和8年1月22日

岩手県立産業技術短期大学校
校長 森達也

1 企画競争に付する事項

令和8年度女性就業援助事業（技術講習）

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 募集要領の配布開始の日から審査結果の公表の日までの期間に、岩手県が発注する業務について、入札参加停止等の措置を受けている者に該当する者でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。
- (5) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員（同法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 岩手県内に本業務を実施するための教育訓練施設等を有していること。
- (8) 介護員養成研修関連コース（岩手県介護員養成研修事業取扱要綱に規定する介護員初任者研修課程）は、当該講習の受講者募集開始前までに、岩手県介護員養成研修事業取扱要綱に定める介護員養成研修事業者の指定を受けていること。

3 契約予定人の選定方法

審査委員会で企画提案書の評価を行い、契約予定人として決定するものとする。

4 企画競争に関する書類の配布

(1) 配布期間

令和8年1月22日から令和8年2月4日まで

(2) 配布方法

岩手県の公式ウェブページにおいて配布する。

(トップページ > 県政情報 > 入札・コンペ・公募情報 > コンペ > コンペ参加者募集情報)

5 企画提案書の提出期限

(1) 提出期限

令和7年2月4日（水）午後5時必着

(2) 提出場所

岩手県立産業技術短期大学校（〒028-3615 紫波郡矢巾町大字南矢幅10-3-1）

(3) 提出方法

直接持参又は郵送とする。

6 企画提案書の無効

企画競争参加資格を満たさない者及びその他企画競争の参加条件に違反した者の提案書は無効とすること。

7 その他

(1) 企画提案書の提出費用等は提案者が負担すること。

(2) 審査委員会の審査委員は公表しない。

(3) 令和8年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合にあっては、この公告による手続きについて停止の措置を行うことがあること。